

お申込み方法は内側をご覧ください👉

📌 令和6年度11月～3月の入園を希望される方は、下記
4月入園の申込期間に同時にお申込みできます。

申込期間

9月9日 月

～

10月25日 金



保育園・認定こども園
(保育園コース)

4月入園の
ご案内

必要な証明書を揃えて、スマートフォンまたはパソコンから申請するだけ！
上記期間を過ぎた場合、11月5日から1月24日まで二次申込みを受付けます。

お申込みは **オンライン** で

最初に準備すること

1. 保育園・認定こども園（保育園コース）利用ガイドを確認
2. 申込みに必要な書類等（4ページ参照）の画像データを利用する端末に保存する（ex. 就労証明書の写真を撮影する等）

👉 利用ガイド



よくある質問と注意事項

- Q.** 申請にどのくらい時間がかかりますか？
- A.** 入力には30分以上かかります。60分間でタイムアウトになってしまうため、以下の方法でご対応ください。
- ① 操作時間の延長
入力画面右の「操作時間を延長する」を選択すると入力時間を120分間延長できます。
 - ② データの一時保存
申込ページ最下部の「入力中のデータを保存する」を選択。

◆ **ブラウザの「戻る」ボタン等で前の画面に戻る操作を行わないでください。最初から入力をやり直していただくことになります。**

- Q.** 兄弟姉妹一緒に新規申込みできますか？
- A.** 2人以上申込みの場合、1人目を申込んだ後に届く通知の下部にあるURLから申請内容照会へアクセスし、
1. 詳細をクリック
 2. 下部の「再申込する」を選択
 3. 以下①～④の情報を2人目以降の児童情報に修正して再申込みをすることで入力を大幅に省略できます。
- ① 申込みする児童の情報
 - ② 同居世帯員の状況
 - ③ 利用希望施設
 - ④ 児童に関する質問全て

重要！

- Q.** 申込み後に保育を必要とする事由が変わる場合はどうすればいいですか？
- A.** 速やかに保育課までご連絡ください。（例：令和7年4月の状態が、就労から疾病に変わる場合等）
- なお、申込時の内容と令和7年4月時点とで**利用調整指数の点数が下がる場合は、利用園決定後であっても原則入園取消しをします。必ず保育課までご相談ください。**
- （例：就労時間の変更で点数が下がる場合や、育児休業から復帰せずに他の仕事を始める場合。）
- ◆ **求職活動でのお申込みの場合、一次申込み期間中であっても二次での利用調整の対象となります。**

LINEから申込み **推奨**

※LINEのアカウントをあいち電子申請・届出システムの連絡先として登録します。個人を特定する情報は通知に含まれないため、申請内容が外部に流出することはありません。

👉 公式アカウントQRコード



1. 左のQRコードから安城市公式アカウントを友だち追加
絶対にブロックや保育課より送られたメッセージを削除しないでください。申請内容が確認できなくなります。

メールアドレスの登録をせず、スマートフォンからスムーズに申請することが可能です。

👉 4月入園



* 注意

- ★ 令和6年度11月～3月の入園と4月入園の申込を同時にされる場合は、下のQRコードから、入園申込みを行ってください。
- ★ 1月～3月の入園を希望する場合、入園ができません。そのため、1～3月と4月～は違う園になることがあります。



👉 4月入園と同時に令和6年度11月～3月入園を希望する場合

2. QRコードを読み取り、安城市の電子申請ページを開く



3. 認証画面で「許可する」をタップし、申込みをする。

PCから申込み

あいち電子申請・届出システムのアカウント登録またはメールアドレスの登録が必要です。

1. 安城市の公式ウェブサイトで「令和7年 オンライン申込」と検索し、令和7年度 保育園・認定こども園オンライン申込み』のページを開く

3. 「利用登録をせずに申し込む方はこちら」を選択し、申込みをしてください。

2. ① 4月入園を希望する場合
『保育園・認定こども園（保育園コース）の令和7年4月新規申込み』を選択し、あいち電子申請・届出システムのリンクを開く
- ② 4月入園と同時に令和6年度11月～3月入園を希望する場合
『保育園・認定こども園（保育園コース）の令和7年4月・令和6年度同時申込み』を選択し、あいち電子申請・届出システムのリンクを開く

申請者本人の確認書類

マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書の中から1点
※特定個人情報保護の観点から、マイナンバーが表示された証明書は添付しないでください。

保育を必要とする証明書

※入園希望月の初日に該当するものをご用意ください。

保護者それぞれの分の書類が必要になります。（内縁の方も必要です。）

※65歳未満の同居の祖父母が「保育を必要とする理由」に該当する場合は、祖父母の方もご提出ください。
提出がない場合は利用調整指数が減点となります。※提出書類は申請日から3カ月以内に作成された物が有効です。

認定事由	提出書類
就労 注1	<p>◆就労証明書（①）父・母それぞれの分の提出が必要 ※就労の対価として給与等を支払う法人または事業主が記載してください。</p> <p>◆添付書類 父・母それぞれの分が必要。詳細については就労証明書の裏面を参照してください ※法人格のない事業所で就労する方については、申込期限内に自営業従事確認書（②）の提出が無い場合は申込の受付ができませんので必ずご確認ください。</p>
妊娠・出産	<p>◆出産予定日の分かる書類 （母子手帳の表紙と出産予定日の分かるページでも可）</p> <p>◆就労証明書（①注2）</p>
育児休業（3歳児以上） ※令和7年度～	◆就労の場合と同様（注3）
疾病	◆診断書（③注4）
障害	<p>◆診断書（③注4）</p> <p>◆身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し</p>
介護・看護	◆介護・看護状況調査書兼診断書（④注4）
災害	◆罹災証明書
求職活動	◆求職活動申立書兼誓約書（⑤）
就学	◆就学証明書（⑥）
虐待・DV	保育課までお問合せください。

注1：就労は原則、対価として金銭を授受しているものを指します。

注2：産前・産後休業取得（予定）の方のみ。提出がない場合は利用調整指数が低くなる場合があります。

注3：令和7年度中に育児休業から復帰する予定の方のみ。令和7年度中に育児休業から復帰されなかった場合は退園となることがあります。

注4：指定様式以外の診断書も有効ですが、指定の様式をご提出いただいた場合に比べて利用調整指数は低くなります。

◆①～⑥は安城市ウェブサイトからダウンロードできます。

◆提出書類の虚偽・不正が判明した場合は、申込みの取消し又は利用調整結果の取消し（退園）となります。

その他該当の人のみ必要な書類

① [身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれか]

父または母がいずれかの手帳の交付を受けている場合はご提出ください。

② [保育料算定に係る所得申告書]

令和5年中に海外在住等で収入があった方は、所得申告書が必要です。保育課へお問い合わせください。

③ [ひとり親家庭状況申告書]

利用調整指数のひとり親家庭加点の適用を希望する場合はご提出ください。

*②③は市ウェブサイトから様式のダウンロードが可能です。